射水市若者世帯定住促進家賃補助事業

射水市

射水市では、若者世帯が新たに市内の民間賃貸住宅に居住された場合に、家賃の一部を最大２４か月補助します。

対象者・要件

補助金の交付申請を初めて行う日の属する年度の４月１日において、夫婦いずれかが３９歳以下、または親の年齢が３９歳以下のひとり親の世帯

事業内容

補助額

家賃負担額（家賃-住居手当等）の1/2

※２９歳以下の世帯　上限月額２万円

上記以外の世帯　　上限月額１万円

補助期間

２４か月

その他

詳しい内容や申請方法については、射水市のホームページをご覧ください。

射水市若者世帯定住促進家賃補助事業

https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18555